

第46号

# 農業委員会だより



茂原市

発行 茂原市農業委員会 / 編集 農業委員会事務局 電話 0475-20-1530



市長へ意見書を提出（写真左から 鬼島会長職務代理者、田中市長、石井会長、風戸推進委員長）

## 会長挨拶

茂原市農業委員会も新体制となり、早8か月が過ぎました。

茂原市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加等、多くの課題を抱えております。更には近年の異常気象等による自然災害の甚大化による農業への被害も深刻な問題となっております。

我々、農業委員及び農地利用最適化推進委員はこれらの状況を踏まえ、地域の実状に応じた活動を、一丸となり全力で取組んで参りますので、今後とも皆様の一層のご支援並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

茂原市農業委員会  
会長 石井 利明

## 令和4年度茂原市の農業振興及び農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書

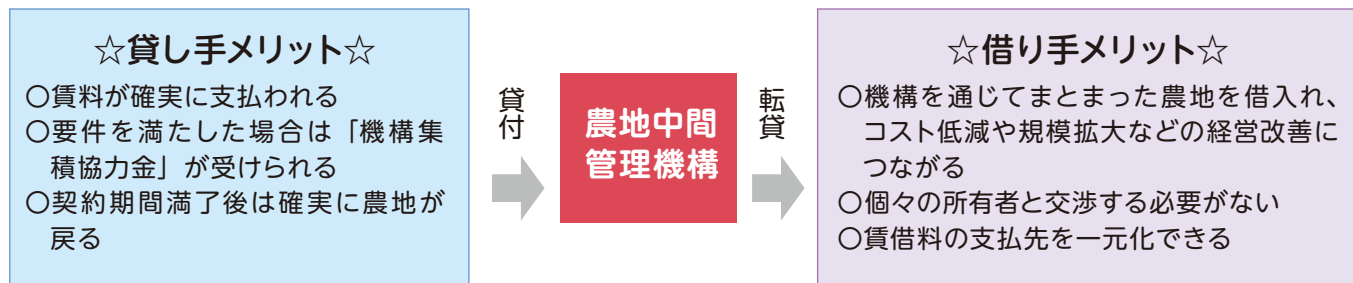
農業委員会では、令和4年度予算編成にあたり昨年9月に、次の項目について市長へ意見書を提出いたしました。

(意見書の項目)

- 第1 強い農業を推進するための経営基盤対策の強化について
  - 1 基盤整備の推進
  - 2 遊休農地対策の推進
  - 3 人・農地プランの作成及び農地中間管理事業の活性化
  - 4 担い手の育成対策等
  - 5 新規就農の促進
  - 6 その他
- 第2 農業委員会の体制整備について

## 農地中間管理機構（農地バンク）を活用しましょう

様々な理由で農地を貸したいとお考えの方は、農地中間管理機構の活用をご検討ください。農地中間管理機構は、貸したい人から農地を借り受け、まとまった使いやすい形で貸し付け（転貸）を行う、知事が認可した公的機関なので、安心して貸し付けることができます。



詳細については、農政課 (Tel20-1526) までお問い合わせください。

## 『人・農地プラン』を作成して、地域みんなで地域農地の将来を考えてみませんか!!

☆あと何年農業を続けていけるのかな

☆農業をやめてしまう人がもっと増えてしまうだろうな

☆そうなったら地域の農地を引き受けてくれる人はいるのかな



以上のような、後継者不足等の各地域における不安を解消するためには、まず皆様で話し合い、地域の現状を把握し、具体的な解決策や将来像を取りまとめた『人・農地プラン』の策定が第一歩です。

「人・農地プラン」に関するお問い合わせや、地域での話し合いの実施をお考えの場合は、農政課または農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。



### ～農業者年金に加入しませんか～

老後をサポートする農業者年金に加入することをおすすめします。

#### ～加入資格～

- ①年間60日以上農業に従事している
- ②国民年金の第1号被保険者
- ③年齢が20歳以上60歳未満

保険料は月額2万円から6万7千円の間で自由に選択することができます。

支払った保険料は「社会保険料控除」の対象になります。

詳細は、農業委員会事務局にお問い合わせください。

### ◇全国農業新聞◇

全国農業新聞は、農業総合専門誌です。農家の「経営とくらしに役立つ」情報をお届けします。

発行所：全国農業会議所

発行日：毎週金曜日

購読料：月額700円

申込先：農業委員会事務局



役立つ情報が沢山

老後の備えも考えないとね!!

## 農業委員会への手続き等について

### 農地の貸借について

手続きをしないで貸し借りをしている場合はヤミ耕作となります。また、20年以上にわたりこのような貸し借りが行われていた場合、民法163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、借人が賃借権を取得することがありますので、トラブルにならないように適正な手続きを行きましょう。

### 農地の権利移動及び転用について

農地を売買する場合や、農地を農地以外の用途に利用する場合は、農地法に基づく許可を受ける必要があります。**農地法許可申請の締め切りは、毎月25日まで（土日祝日は除く）**となります。

### 農地の埋立てについて

土砂等で埋立てを行い、野菜等の作付けをする場合で、以下の条件に全て該当するものは、**事業実施1か月前までに「軽微な農地改良の届出」**が必要になります。なお土砂等は、山砂や搬出元が明らかな畑土等とし、建設残土や再生土の使用はできません。

- 1 平均盛土厚さが1.0m未満であること。
- 2 水路の構造を変更しない等、他法令の許認可等を要しないこと。
- 3 事業に要する期間が3か月を超えないこと。

上記以外の埋立て（建設残土の使用等）には、**農地転用の許可を受ける必要があります。**

※埋立てについては**環境保全課 (Tel20-1504)**に手続きが必要になる場合があります。

### 農地の権利の取得について

相続（遺産分割・包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等で農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3第1項の規定による届出が必要になります。



詳細は農地がある市町村農業委員会にお問い合わせください

## 遊休農地の解消と発生防止にご協力を!!

遊休農地の実態把握及び発生防止・解消を目的とし6～8月頃に農地の利用状況調査を実施しております。

現在、市内の農地面積のおよそ1割が遊休農地となっております。美しい地域の景観を未来に残していくためにも、農地の適正な管理をお願いします。



### 農業委員会事務の点検・評価及び活動計画を公表します。

毎年6月30日までに、農業委員会事務の点検・評価及び活動計画について市公式ウェブサイトにて公表いたします。皆様からのご意見等については、農業委員会事務局までご連絡ください。

市公式ウェブサイト：<http://www.city.mobara.chiba.jp/>



## 農地賃貸借情報

農地法第52条に基づき農業委員会が農地の賃貸借料の動向の収集、提供を行います。

### 【令和3年分】

(金額は10a当たり)

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数
田	7,900円	16,200円	1,800円	390
畑	8,600円	55,500円	1,000円	32

※1 データ数は、集計に用いた件数です。(令和3年1月～令和3年12月)

※2 平均額は、全データの最低額と最高額を除いた金額です。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位にしています。

※4 **この情報は参考であり、実際に契約する金額はこの限りではありません。**

### 【参考：令和2年分】

(金額は10a当たり)

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数
田	10,500円	19,500円	3,000円	386
畑	9,500円	45,300円	3,000円	64

## 令和4年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金表



### 1 雇用労賃

区分	労賃	備考
田作業	8,000円	① 1日当たりの賃金 但し実労8時間 ② 賄い費用は含まない
畑作業	7,600円	

### 2 機械による農作業料金

区分	農作業料金	備考
トラクター	耕起	10a当たり 6,300円
	代かき	10a当たり、ドライブハロー使用の場合 ロータリーを使用の場合は、耕起料金に準ずる 6,600円
	畦ぬり	100m当たり 3,800円
田植機	10a当たり・苗費を含まない 側条施肥は別途協議 8,200円	
コンバイン	10a当たり 刈り取り・脱穀 18,000円	
乾燥調製	60kg当り 生粳の乾燥・粳摺り 2,900円	
育苗	1箱当りの硬化苗(運搬費を含まない) 830円	

※1 乾燥調製、育苗を除く農作業は、オペレーター1人付料金

※2 機械による農作業料金は土地改良事業施行済の圃場(30a区画を想定)として設定しました。

※3 **地域性を考慮し、必ずしもこの料金表の限りではありません。**